

須坂市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、須坂市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和8年3月24日 提出

提出者 須坂市議会議員 浅井 洋子
荒井 敏

須坂市議会議員定数条例の一部を改正する条例

須坂市議会議員定数条例（平成14年条例第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「18人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和9年1月1日以後の最初の一般選挙の選挙期日の告示の日から適用する。